

県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第17号

県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則（平成9年岩手県規則第144号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(入居予定者の決定の特例の要件) 第6条 条例第7条に規定する現に同居し、又は同居しようとする親族が多い者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) [略] (2) 配偶者のない <u>女子</u> で現に20歳未満の子を扶養しているもの (3)・(4) [略]	(入居予定者の決定の特例の要件) 第6条 条例第7条に規定する現に同居し、又は同居しようとする親族が多い者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) [略] (2) 配偶者のない <u>者</u> で現に20歳未満の子を扶養しているもの (3)・(4) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。